

平成 30 年度

第 3 回

鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時 平成 31 年 1 月 29 日（火） 14:00～15:30

場 所 鎌倉市役所 第三分庁舎 1 階講堂

目次

会議次第	-----	P1
出席委員及び欠席委員	-----	P2
出席した職員の職氏名	-----	P2
会議録	-----	P3

平成 31 年 1 月 29 日 (火) 午後 2 時から
鎌倉市役所 第 3 分庁舎 1 階 講堂

○ 開 会

1 議案

議案第 4 号 鎌倉都市計画地区計画 (大平山丸山地区) の変更について

議案第 5 号 鎌倉都市計画緑地 (第 3 号山崎・台峯緑地) の変更について

2 報告

報告第 4 号 鎌倉都市計画公園 (5・5・1 号鎌倉海浜公園) の変更について

報告第 5 号 鎌倉都市計画歴史的風致維持向上地区計画の策定について

3 その他

○ 閉 会

出席委員	鎌倉市議会議員	池田実
	〃	河村琢磨
	〃	日向慎吾
	鎌倉市農業委員会	安齊清一
	慶應義塾大学名誉教授	大江守之
	東京大学教授	大方潤一郎
	鎌倉市観光協会	大森道明
	鎌倉商工会議所会頭	久保田陽彦
	建築士	清田鈴美子
	弁護士	藤村耕造
欠席委員	早稲田大学教授	佐々木葉
	日本大学名誉教授	永野征男
	藤沢土木事務所長	市川喜久男
	鎌倉警察署長	宮村栄

出席した職員の職氏名

	都市景観部次長兼都市景観課長	吉田浩
	〃 〃 都市景観担当	伊藤夏美
	都市整備部公園課長	田沼滋哉
	〃 〃 課長補佐	林英暢
	まちづくり計画部深沢地域整備課担当課長	杉浦康史
(事務局)	まちづくり計画部長	前田信義
	まちづくり計画部次長兼土地利用政策課長	川村悦章
	まちづくり計画部都市計画課長	加藤隆志
	〃 〃 都市計画担当係長	田中新一
	〃 〃 都市計画担当係長	村上慎也
	〃 〃 都市計画担当	渡邊正幸
	〃 〃 都市計画担当	柳下勝太郎

会議録

大 方 会 長 定刻となりましたので、ただ今から平成 30 年度第 3 回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。議長を務めさせていただき、会長の大方でございます。委員の皆さまには、お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

加 藤 課 長 都市計画課長の加藤でございます。年が明けまして 1 ヶ月が過ぎますが、今年最初の審議会になります。本年もどうぞよろしく申し上げます。初めに、事務局職員の紹介をさせていただきます。まちづくり計画部長の前田でございます。

まちづくり計画部次長兼土地利用政策課長の川村でございます。

また、本日の議案の関係で出席しております、都市景観部次長兼都市景観課長の吉田でございます。公園課長の田沼でございます。深沢地域整備課担当課長の杉浦でございます。なお、個々の紹介は省略させていただきますが、事務局である都市計画課のほか、関係課のスタッフが出席しております。どうぞよろしく願いいたします。また、本日、所用のため欠席の連絡を受けております 4 名の委員につきまして、事務局から紹介をさせていただきます。学識経験者委員として、早稲田大学教授の佐々木委員、日本大学名誉教授の永野委員、関係行政機関の委員として、藤沢土木事務所長の市川委員、鎌倉警察署長の宮村委員でございます。

本日は、過半数以上の 10 名の委員が出席しておりますので、審議会が成立していることをご報告します。

議題に入ります前に資料のご確認をお願いいたします。

まず、事前に送付させていただきました、資料集でございます。

また、当日資料として、「深沢地域のまちづくりの資料」をお手元に配付しています。

資料が足りないようでしたら、申し出ていただければと思います。

よろしいでしょうか。最後に会議の傍聴について、報告いたします。

広報かまくらとホームページにおきまして、本審議会の傍聴者の募集をしましたところ、議案第 4 号のみ 1 名の方から傍聴希望がございました。

本審議会では、会議を原則公開とすることとなっておりますが、公共の福祉、秩序の維持のため必要と認めるときは、審議会の議決によりこれを公開しないことができることとなっております。

本日の予定案件につきましては、特段、非公開とする理由はなく、また、本日使用いたします資料につきましても、特段、非公開とする部分はないと考えますので、公開とすることによってよろしいかどうかの確認をお願いします。

以上で、報告を終わります。

大 方 会 長 ありがとうございます。

それでは、傍聴につきましては、事務局の説明のとおり、傍聴を許可し、資

料も公開するというところでよろしいですか。

(異議なしを確認)

大 方 会 長 ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。
ここで、傍聴者が入室いたしますので、その間、暫時休憩いたします。

(傍聴者入室を確認)

大 方 会 長 傍聴者の方が入室されましたので、次第に沿って会議を進行いたします。
それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。
本日の議題についてですが、議案第4号として前回の都市計画審議会で報告
いただいた「鎌倉都市計画地区計画（大平山丸山地区）の変更について」事
務局から説明していただき、併せて質疑に入りたいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いします。

加 藤 課 長 それでは、議案第4号 鎌倉都市計画大平山丸山地区地区計画の変更につ
いて説明いたします。本件は、周辺住環境の調和や計画的なみどりの維持・保
全等を考慮し、今後も良好な住環境を保つため、都市計画法第12条の5の
規定に基づく地区計画の変更を行うものです。地区計画は、建築物の建築形
態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の
特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び
保全するための計画です。なお、今回は都市計画変更手続となるため、都市
計画法第21条第2項の規定により当初決定の規定を準用しますので、以降
の説明では、当初決定の際の条文を記載します。

市内では、現在11箇所、約27.1ヘクタールの地区計画を都市計画決定して
おり、直近では、平成29年2月に大平山地区地区計画を決定しています。
今回は、この大平山地区地区計画の区域を拡大するとともに名称を大平山丸
山地区地区計画へ変更する都市計画変更を行います。まず、本地区計画の位
置を説明いたします。地区計画の計画地は、青枠の位置となります。大船駅
からは直線で南側へ約1.8キロメートルに位置しています。青枠の位置を拡
大します。今回の変更は、黄色枠で示した大平山地区地区計画の区域を赤枠
の区域へ拡大するものです。拡大後の地区計画の区域の用途地域は第一種低
層住居専用地域、区域面積は約33.6ヘクタール、区画数は約1,000となっ
ています。次に、これまでの経緯について説明いたします。大平山丸山住宅
地は、昭和40年に分譲が開始され、分譲当時から、住民のまちづくりへの
意識は高く、平成9年に「自主まちづくり計画」、平成15年に「住民協定」
の運用を開始しています。自主まちづくり計画、住民協定の範囲は図のと
おりです。自主まちづくり計画では、「2階建てまでの専用住宅とする」「区
画の細分割をしないこと」などを、住民協定では、「最低敷地面積を165平
方メートル、専用住宅のみ」、「建物は地上2階・地下1階まで」、といっ
たルールを定めてきました。しかしながら、平成21年に、不動産業者がこ
れらのルールを守らずに敷地分割を行ったことから、これを契機として住民
が立ち上がり、分譲当時のまち並みを将来にわたって守っていくため、法的

拘束力のある地区計画への移行に向けた活動を経て、平成 29 年 2 月に都市計画法に基づく住民発意の都市計画の提案制度により、大平山地区地区計画を決定しました。さらには、大平山地区での地区計画の決定をきっかけに、その地区計画の区域を大平山丸山地区全域に拡大しようとする機運が住民間で高まり、地区計画区域拡大に向けた活動を経て、平成 30 年 4 月に市に対し地区計画拡大の要望書が大平山丸山町内会員で構成する大平山丸山まちづくりの会から提出されました。当該要望書を受けて、市では地区計画の区域を拡大する必要があると判断し、大平山地区地区計画の内容を踏襲するかたちで、敷地面積の最低限度や敷地境界線に対する壁面の位置の制限等を定め、法的拘束力をもったかたちで将来にわたり良好な住環境の維持・保全を図ることができるように、地区計画の区域を拡大する都市計画変更手続を行うこととしました。

続きまして、大平山丸山地区地区計画案の内容を説明します。

地区計画案については、既存の大平山地区地区計画を踏襲し、名称、位置及び区域並びに面積のみ変更しています。変更後の名称は大平山丸山地区地区計画、位置は梶原一丁目、二丁目、寺分一丁目、二丁目、三丁目、上町屋宇谷戸並びに山崎字富士塚、字清水埴及び字清水塚地内、面積は約 33.6 ヘクタールです。

続きまして、区域の整備・開発及び保全の方針です。ここでは、地区計画の目標として、「優れた自然環境と調和した閑静な低層住宅地を維持保全し、災害に強く、こどもからお年寄りまでの多様な世代が豊かに暮らすことのできるまちづくりを目標とする」としています。また、「土地利用の方針」として、「当地区は、自然環境と調和した低層住宅地と位置づけ、建築物の位置の規制、敷地の細分化の防止等により閑静で良好な住環境の形成及び維持・保全を図る」としています。「緑化の方針」では、「敷地内においては敷地面積に対して 20%以上の緑化を図ることとし、特に道路に接する部分については、生け垣等の植栽を配置するよう努める。」としています。敷地内の緑を一定以上確保することで、まち並み、景観への配慮だけでなく、火災の際の延焼の防止などにもつながるため、目標として定めています。また、建築物等の整備の方針として、「建築物の位置、意匠、形態、色彩及び最低敷地規模について明確な規制誘導をする。」とし、地区整備計画で具体的な制限を定めています。地区整備計画は、守るべき具体的なルールとして、「建築物の敷地面積の最低限度」を、165 平方メートルに定めています。

また、「壁面の位置の制限」については、道路に接する部分以外の部分、つまり、隣地との境界については、1メートル以上離して建物を建てることを定めています。この 2つの項目については、地区計画の告示後、「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」、いわゆる建築制限条例に加えることで、建築確認申請の際の審査対象となるなど、法的担保をもたせることとなります。

続きまして、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」についてですが、こちらは大きく4つに分かれています。

1つ目は、建築物の素材です。「素材は、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する」とし、「周囲から突出するような素材を使用してはならない」としています。また、色の基調についても、景観計画や過去の地区計画を基に定めています。2の「建築物等の形態」として、「階数は地階を除き2以下とする」「屋外広告物等については、設置はしない」とすることを定めています。3つ目に「工作物の設置の制限」として、「TVアンテナ以外のアンテナもしくは塔状工作物単体の高さは、10mを超えてはならない」としています。4つ目に「盛土の制限」として、「原則として盛土は行わないこととする。」と定めています。案の内容の説明については以上です。最後に、都市計画変更手続の状況について、説明いたします。前回の本審議会に報告した後、都市計画法第19条第3項の規定に基づく、神奈川県との協議を終了し、11月20日に県から変更については異存なしの回答を受けました。その後、11月30日から12月14日までの2週間、同法第17条第1項及び第2項の規定に基づく縦覧及び意見書の受付を行い、その結果、縦覧者が1名、意見書は提出されませんでした。以上のとおり、法定縦覧が終了したことから、同法第19条第1項の規定に基づき、本審議会に付議するものです。最後に、今後の予定ですが、本審議会でも可決をいただいた後、2月下旬の告示を目指して手続を進めてまいります。なお、「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の変更は平成31年度6月議会に提案する予定です。以上議案第4号の説明を終わります。それでは、ご審議の程宜しくお願い致します。

大 方 会 長 それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

久 保 田 委 員 既存不適格の件数を教えていただきたい。

加 藤 課 長 約1000件あるうち、敷地面積の最低限度が165㎡より狭いのが44件、それと壁面の位置の制限、隣地から1メートル以上離れていない壁面の制限については82件、合わせて合計126件、パーセントで言うと約12%が既存不適格となります。敷地面積が165平方メートルに満たない敷地は、今後も建替えは可能ですが、壁面の後退については新たに建替える場合は基準に適合させる必要があります。

大 方 会 長 よろしいでしょうか。公告縦覧において意見書もゼロということですのでごみすから、強い反対はないと理解しております。前回も議論したところですし、特に問題なければ、議案第4号「鎌倉都市計画地区計画（大平山丸山地区）の変更について」につきましては「可決」ということでよろしいですか。

（可決を確認）

大 方 会 長 ありがとうございます。

ここで、傍聴者退室のため暫時休憩いたします。

(傍聴者退室を確認)

大 方 会 長 続きまして、議案第5号「鎌倉都市計画緑地（第3号山崎・台峯緑地）の変更について」について、事務局から説明をお願いします。

加 藤 課 長 それでは、議案第5号 鎌倉都市計画緑地第3号山崎・台峯緑地の変更について説明いたします。本件は、都市計画法に規定された都市施設の一つである、都市計画緑地を1箇所追加する都市計画変更を行うものです。当審議会への付議につきましては、都市計画法第19条第1項の「市町村は市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとする」との規定に基づくものです。なお、今回は都市計画変更手続となるため、都市計画法第21条第2項の規定により当初決定の規定を準用しますので、以降の説明では、当初決定の際の条文を記載します。スクリーンをご覧ください。都市計画緑地は、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定めるものです。本件は、第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画 後期実施計画における施策の方針のなかで、「都市公園等の整備・管理における主な取り組みとして、仮称山崎・台峯緑地などについて整備を進めるとともに、地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園の整備に努めます。」としており、また、「それぞれの緑地の特性に合った整備・活用に努め、緑とふれあい、楽しく、快適に集い、憩える場の創出を図ります」としています。中でも、仮称山崎・台峯緑地に係る実施事業である公園整備事業および公園用地取得事業は重点事業に位置付けています。鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針のなかで、市街化区域内の良好な緑地については緑の基本計画の施策方針に基づき、保全を図っていく」としています。鎌倉市都市マスタープランでは、緑の保全を市の重要施策のひとつとし、鎌倉市緑の基本計画に基づき、多様な主体の協働により、多面的な機能を有する質の高い緑の資源を保全・整備・創造し、管理・運営することとしています。また、緑の基本計画において、本計画地は都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進することとしています。都市計画図書の総括図になります。本計画地は、鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっています。東側、横須賀線上空から撮影したものです。赤枠で囲んでいる部分が都市計画緑地の指定予定区域です。都市計画決定する概要です。スクリーンには計画図の抜粋を表示しています。名称は「第3号山崎・台峯緑地」。決定する区域の面積は約8.6ヘクタールとなります。こちらは計画平面図です。主要なアクセスとしては北側が山崎小入口、東側が北鎌倉女子学園及び西瓜ヶ谷入口となります。最後に、都市計画変更手続の状況について、説明いたします。都市計画法第19条第3項の規定に基づく、神奈川県との協議を終了し、11月13日に県から「変

更については異存なし」の回答を受けました。その後、本審議会に手続開始の報告をし、12月3日から12月17日までの2週間、同法第17条第1項及び第2項の規定に基づく縦覧及び意見書の受付を行い、その結果、縦覧者、意見書の提出ともありませんでした。以上のとおり、法定縦覧が終了したことから、同法第19条第1項の規定に基づき、本審議会に付議するものです。最後に、今後の予定ですが、本審議会でも可決をいただいた後、2月下旬の告示を目指して手続を進めてまいります。以上議案第5号の説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

大 方 会 長 ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。なければ、議案第5号「鎌倉都市計画緑地（第3号山崎・台峯緑地）の変更について」につきましても「可決」ということでよろしいですか。

（可決を確認）

大 方 会 長 ありがとうございます。
続きまして、報告第4号「鎌倉都市計画公園（5・5・1号鎌倉海浜公園）の変更について」について、事務局から説明をお願いします。

加 藤 課 長 それでは、報告第4号 鎌倉都市計画公園5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について説明いたします。本件は、都市計画法に規定された都市施設の一つである、都市計画公園の一部を都市計画公園・緑地の見直し方針に沿って、都市計画公園の区域を変更するもので、その手続を開始したため、本審議会へ報告するものです。なお、今回は都市計画変更手続となるため、都市計画法第21条第2項の規定により当初決定の規定を準用しますので、以降の説明では、当初決定の際の条文を記載します。スクリーンをご覧ください。平成30年度第1回本審議会諮問第1号において「意義なし」としていただいた「公園・緑地見直し方針」にそって、鎌倉都市計画公園5・5・1号鎌倉海浜公園の区域を変更するものです。スクリーンは総括図の抜粋になります。変更箇所は3箇所になります。また、今回の都市計画変更にあわせて、名称の変更を行います。昭和54年4月1日都市計画法施行規則の改正による公園の番号の付し方に変更があったため、5・6・1号を5・5・1号に改めます。変更箇所1、金山地区の新旧対照図です。公園見直し方針のとおり、黄色の部分が変更前の区域となります。赤色の部分が変更後の区域となります。変更箇所2、由比ガ浜地区の新旧対照図です。こちらの箇所については、区域の変更ではなく、区域の界線の根拠の変更です。鎌倉海浜公園は昭和31年9月24日に都市計画決定し、その後昭和41年、昭和50年に都市計画変更を行っています。そのため、都市計画決定の際の界線根拠が「都市計画道路から70m界」となっています。現在は既に公園として整備され、供用開始しているため、界線根拠を現状に即したかたちで変更するものです。変更箇所3、飯島地区の新旧対照図です。こちらは公園見直しの方針のとおり、海岸線部分を残すかたちで区域の変更となります。以上、名称変更及び3地区の区域の変更が今回の都市計画変更内容となります。最後に、都市計画変更

手続の状況について、説明いたします。都市計画法第 16 条第 1 項及び鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、市民等の意見を反映させるため、平成 30 年 11 月 26 日から 12 月 10 日までの 2 週間、都市計画原案の縦覧及び公述の申出の受付を行いました。その結果、縦覧及び公述の申出が無かったことから、平成 31 年 1 月 23 日に予定していた公聴会を中止しました。このため、都市計画原案を都市計画案として確定させ、都市計画法第 19 条第 3 項に基づき、平成 30 年 12 月に神奈川県知事と協議をし、現在その回答を待っています。今後の予定は平成 31 年 3 月頃に都市計画法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく縦覧及び意見書の受付を行い、その意見に対する要旨見解を行った後、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、本審議会に付議する予定です。その後、平成 31 年 6 月頃の都市計画変更告示を目標としています。以上報告第 4 号の説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

- 大 方 会 長 それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。
- 河 村 委 員 資料 3 ページの由比ガ浜地区のところの 12、13 の道路のところが今度まさに除かれて新しく区画決定になるということですね。
- 加 藤 課 長 当初は都市計画道路から 70 メートル界というかたちで都市計画道路と並行にずっと境界がありましたが、現在は由比ガ浜関谷線が出来ておりますので、この部分を除いたかたちで、公園が由比ガ浜関谷線の東西に別れています。その公園の形に合わせて界線を変えるというものでございます。
- 河 村 委 員 この地区は、テニスコート跡地に建つ商業施設について陳情が出ており、議会でも話題になっていたと思いますが、そのあたりとの兼ね合いというのは今どのような状況なのでしょう。
- 加 藤 課 長 今回の都市計画変更については、まず現状の形に変更するものなので、今後の開発に関することについては、反映していません。
- 大 方 会 長 実質何も変わらずということだと思います。また、大きく変わるのが金山地区だと思いますが、こちらは前回もご審議いただいた全体的見直し方針に即して廃止することになりますが、都市計画変更となると改めて理由書の理由はどのようになるのか確認させていただきたい。おそらく、見直し方針に即してということでしょうけれども、この部分については、もう少し詳細に記載する、つまりこの公園区域を外す部分は地域制緑地に切り替えるというようなことだと思いますが、代わりにどういう制限がかかるのか確認をお願いします。
- 加 藤 課 長 金山地区については、現在、公園区域と歴史的風土特別保存地区が重複していますので、公園を廃止した場合、歴史風土特別保存地区が残り、現状凍結のまま樹林地が残されるというような状況となります。
- 大 方 会 長 ありがとうございます。他に何かございますか。
なければ、報告第 4 号「鎌倉都市計画公園（5・5・1 号鎌倉海浜公園）の

変更について」につきましては、「了承」ということでよろしいでしょうか。

(了承を確認)

大 方 会 長

ありがとうございました。

それではここで関係職員退室のため、暫時休憩いたします。

(公園課職員の退室を確認)

大 方 会 長

続きまして、報告第5号「鎌倉都市計画歴史的風致維持向上地区計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

加 藤 課 長

まず初めに、資料の訂正が1箇所ございます。事前送付させていただいた資料集のインデックス「報告第5号」1ページ(2)、ア、上から3行目に「景観重要建築物である旧鎌倉加圧ポンプ所」とありますが、正しくは「景観重要建築物の指定に向けた手続中である旧鎌倉加圧ポンプ所」となります。お手数ですが修正をお願いします。

それでは、報告第5号 歴史的風致維持向上地区計画の策定について説明いたします。本件は、計画区域内の一部を所有する熊澤酒造株式会社(以下「事業者」という。)から案の申出による地区計画策定の相談を受け、まちづくり条例に基づく事前協議を行っていることから、本審議会へ報告するものです。本地区計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定する地区計画となります。「歴史的風致維持向上地区計画」いわゆる「歴まち地区計画」は、歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の環境の形成が特に必要となる地域において、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を利活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的としています。歴まち地区計画は、一般的な地区計画と比較して、地区整備計画に歴史的風致にふさわしいとされる特定の建物用途を緩和する内容を定めることができるのが大きな特徴となっています。その他の地区整備計画に定めることができる制限は、一般的な地区計画と同じです。本制度の適用の例としては、全国的にも福岡県太宰府市の観世音寺地区周辺と福島県白河市の南湖湖畔周辺地区の2事例のみで、第一種低層住居専用地域を初めとする住居系の用途地域の町家や武家屋敷が集積している地域において、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売、料理の提供、工芸品の製造等を行う建築物の整備を可能とし、良好な市街地の環境の形成を図っている事例があります。次に、計画区域の説明をします。計画区域は長谷四丁目、高德院と大仏隧道の間に位置する旧鎌倉加圧ポンプ所と周辺の宅地を含んだ約3,400平方メートルの土地となります。また、国指定史跡である大仏切通しや源氏山公園に続く葛原岡・大仏ハイキングコースの入口にも隣接しています。次に、これまでの経緯について説明します。事業者は、神奈川県企業庁が所有していた旧鎌倉加圧ポンプ所を一般競争入札で取得しました。入札の際、神奈川県企業庁は鎌倉市からの要望により「歴史的・景観的建築物として、建物外観が保存さ

れること」を条件に付しています。事業者は建物を維持・保全し周辺環境にあわせた整備を行うには、用途地域によらない利活用が有効であると考え、実現の方途として歴まち地区計画の策定を検討しています。なお、旧鎌倉加圧ポンプ所は、平成 30 年度中の鎌倉市景観重要建築物への指定に向けて現在手続中であり、平成 31 年度には、国の登録有形文化財へ登録される予定です。最後に今後の予定についてです。現在、事業者が都市計画原案の作成を行っています。原案確定後、市の職員で構成する鎌倉市土地利用協議会に諮り、原案の申出を受けるか否かについて判断します。その後、都市計画法に基づく都市計画決定の手続を行うこととなります。以上で報告を終わります。

大 方 会 長 それでは、質疑に移ります。ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますか。

安 齊 委 員 今回の説明の中で、歴史的風致維持向上地区計画というのは全国的に 2 事例あるということですが、今回、鎌倉としては初めての地区計画だと思います。この場所は歴史風土保存区域もしくは、歴史的風土特別保存地区に入っているのではないですか。

加 藤 課 長 当該地は歴史的風土特別保存地区に隣接している区域になります。
安 齊 委 員 歴史的風土特別保存地区に隣接しているということは、風致地区や歴史的風土保存区域には入っていると思います。地区計画は当該地と周辺の宅地を含めて区域を設定するわけですが、この地区計画を策定しないとその区域を保存できないということでしょうか。

加 藤 課 長 事業者が所有している旧鎌倉加圧ポンプ所を当初はレストランとする計画でしたが、事業者が現在の用途地域では建築できない宿泊施設を併設した利活用検討した結果、地区計画を策定して、用途を緩和して営業していくことを計画しています。

安 齊 委 員 この地区計画を策定しないと宿泊施設等ができないということですが、はたしてこの場所に宿泊施設等をつくらせていくという方針がどうなのかと思っています。あえて言うなら、あの場所には駐車場がないわけですし、施設を活用するための地区計画というのはどうかと思います。現状の用途地域では宿泊施設はできないということですが、個人的にはこのまま進んでいいのか疑問を持っています。他の委員さんがどんな意見があるのか聞きたいと思っています。

大 方 会 長 もちろんいろんな意見があると思います。これは提案型で出されることになるわけですが、こういったかたちで規制緩和することが良いことなのかということ、皆さんから聞かせていただきたいです。事務局からは何かありますか。

吉 田 次 長 都市景観課の吉田です。手続の窓口になっておりますので、補足させていただきます。旧鎌倉加圧ポンプ所は昭和 11 年に建設されました。神奈川県企業庁が水道事業を始めるにあたっての最初のポンプ所になります。ここか

ら、逗子や横須賀へ加圧して水を送っていました。ポンプ所は昭和 36 年に廃止されましたが、鎌倉市が借り受けて体育館として利用してきました。現在は、体育館としての利用もなくなりましたが、昭和 11 年建築ということもあり、景観的にも優れた建築物であるということで、平成 18 年に横浜国大の吉田先生に調査を依頼して、先ほど、手続中ということでしたが、平成 30 年 7 月の景観審議会では景観重要建築物の指定については了承をいただいています。指定については活用がまだ行われないうこともあり、時期を見計らっていますので、都市計画の手続が進めば早急に指定します。先ほどの説明で全国に 2 案、事例があるとしていましたが、それぞれ、第一種低層住居専用地域で、そのままの用途では建物を維持できないため用途を緩和し、利活用を図っていくことを目的にこの地区計画を制度化されたと聞いています。今回の区域につきましても、第一種中高層住居専用地域ということですので、レストランは可能ですが、ハイキングコースとの連携や、交通状況をみて、レストランだけではなく宿泊機能も兼ねて、交通に負荷をかけないような計画とし、維持していきたいという提案を受けたことから、都市計画課と連携して対応しています。

大 方 会 長 今あったように、ポンプ場のところをレストランとして使用するぶんには地区計画必要ないんですね。ただ、ここを所有している地権者の方、区域内の住民の方が宿泊施設でも利用できると、この場所の使い方が良くなると提案型が出てきているわけですが、必ずしも用途変更しなくても、民泊でやるのであれば可能であるわけですね。何がなんでも地区計画をかけないと観光開発や緑地保全ができないというわけではないとは思いますが、一方で鎌倉の別荘文化の保全ですとか、活用とか、もともと鎌倉は泊まる場所がないからお金が落ちないとか昔から言われているわけですが、こうした立地を考慮すると、交通上の問題や周辺住民からの反対が無ければ、認めてもいいと思いますが、揺れ動いているところです。どうぞ皆さんからのご意見をいただきたいと思えます。

清 田 委 員 ここ最近古い建物だったり、残しておいた方が良かったかなと思われる建物だったり壊されるケースがあって、そのまま利用できない等の諸事情があって、そういう意味合いにおいて、建物を残すということであれば良いと思うのですが、一企業のやりたいことのために地区計画をかけるということは本来、行政がやるべきことなのか、というのはもう少し議論した方がいいと思えます。一企業が、どうしてそこで宿泊施設をする必要があるのか、宿泊機能を持たせることが保存につながるのかをもう少し伺わないと判断できないと思えますが、どうでしょうか。

大 方 会 長 事務局どうでしょうか。あわせてこの地区外の方に話を聞いているのでしょうか。

吉 田 次 長 提案者の方からは、区域内の所有者の方に、計画を話し、賛同を得ていると伺っています。区域外の方へはまだ説明していません。

- 大 方 会 長 要するにここに宿泊施設ができて、宿泊客がぞろぞろ来て渋滞がひどくなる
とか、民泊と同じように心配があるわけですよ。そういう住宅地の環境を
維持するために第一種低層住居専用地域、ないしは第一種中高層住居専用地
域にしているわけですから、近隣への影響や渋滞への影響について、よく精
査して認めていくかどうか議論する必要があります。これは、正式に手続に
入ってからの話になりますので、この場で結論を出すわけではないです。特
にその点を精査してください。
- 安 齊 委 員 景観重要建築物に今後指定されるという話がありましたが、指定されれば、
それは保存されるということになりますよね。そういった強い意思決定があ
れば、地区計画はなくてもいいのかと思います。ただ、地区計画によって、
提案者がより保存することに適しているのであればいいかなと思います
が進めていくにはみなさんと議論しながらの方が良いと思います。
- 吉 田 次 長 景観重要建築物について説明させていただきます。指定解除に際しては、景
観重要建築物は国の登録有形よりも、所有者の意向というものが尊重される
解除しやすい制度になっています。土地の所有者が持ちきれないというこ
とになれば解除というかたちになって、壊されてしまうということになってい
ます。過去にもそういった事例もございます。今回であっても指定された後
でも所有者の方が持ちきれないということであれば取り壊しを制限するよ
うな制度にはなっていません。
- 大 方 会 長 宿泊を地区計画で認めると同時に歩道の状態も良くないですし、ハイキング
コースに上っていくところもあまり整備できていませんから、どの程度の宿
泊施設で、どの程度周囲に影響を与えるのか次第ではありますが、その整備
を地権者の方にやっていただいて、それを条件に宿泊施設を認めるというこ
とも政策としてはあると思います。その辺は業態次第ですね。あまり積極的
な意見はないようですけどいかがですか。
- 大 江 委 員 あまり特定の事業者についてここで議論するのが適切かどうかわからない
ので発言しなかったのですが、事業者は茅ヶ崎市内に本拠地を置いて、香川
のところでレストラン事業をやっていますし、茅ヶ崎の駅の近くで古い倉庫
を改修して事業していますし、安定的なかたちで、やっているなど観察して
いるところです。地ビールも人気があるようですし、湘南地域に根差した事
業者がこの場所で事業をするというのは、違うかたちの資本が入ってきて事
業するよりは将来的な展開に対してポジティブな見方ができるんじゃない
かなという感じは個人的にはしています。宿泊の方はポンプ場の上の方にあ
るものを利用するのでしょうか。
- 大 方 会 長 古い民家を移設して、上の第一種低層住居専用地域の部分で利用したいとい
うことのように。上の方も空き家に近いということもあって、貸別荘的な
かたちにすると、ポンプ場のところをレストランにするのと同じにお酒を
つくる施設を置いて、その体験をしていただくと、その間泊まれることを考
えているようです。ただ一度地区計画を決めても変更できてしまいますから、

何人泊めるとかどの程度泊めるとか、制限をかけておけば不安はないと感じています。

- 大江委員 宿泊して料理を提供するようなことを考えられているんですか。
- 大方会長 その辺りは提案を受けてから議論していけばいいと思います。門前払いすることはないです。
- 大江委員 これから、インバウンドの話とか鎌倉市にとってプラス面マイナス面とか議論があると思いますけど、落ち着いた良いかたちで持続的に行われることが鎌倉全体の発展に有効だと思いますので前向きに検討できればいいと思います。
- 大方会長 鎌倉の市民の皆さんは民泊についてはどう感じていますか。比較的寛大ですか。それとも厳しいと捉えていますか。
- 村上担当係長 都市計画課担当係長の村上です。民泊に関しては議題の一番初めにもありました大平山丸山地区をはじめ、いくつかの住宅団地から民泊を禁止したい旨の相談を受けました。民泊がでた当初は反対する方が多いという懸念がありましたが、新法が施行されてからは、相談は減少しています。
- 大方会長 住宅地であればそうかもしれませんが、第一種低層住居専用地域でないこういった旧鎌倉の場所であれば、観光公害ということもあるでしょうから、むやみに観光開発されてしまっても困るということは十分承知をしていると思います。
- 他にいかがでしょうか。門前払いではなく、提案者側の話をよく聞いて周辺住民からの意見をよく聞いてそのなかで宿泊施設はやっぱり駄目とか条件付きならいいとなるかもしれませんが、周辺道路を整備してもらおうとかもありますし、今日ここでダメというわけではなく、継続して審議していくということによろしいでしょうか。
- 前田部長 まちづくり計画部長の前田です。報告にあります建築物は昭和11年に別荘文化が鎌倉に定着したときに都市インフラの先駆けとしてできた経緯があるものです。80年以上この地域にあり、その間、地域の体育館として利用されてきた経緯もある建物で、ここしばらくは使われないそのままになっている状況です。非常に地域になじんだ良い建物で、今回、景観重要建築物にも指定していく訳で、長谷、大仏地区の景観、風景を形づくる要素の1つとして残していくことが重要であると考えています。史跡である大仏切通や源氏山に至るハイキングコースの入り口に位置しており、観光名所である鎌倉の大仏にも近く、観光地であり鎌倉市として重要な場所エリアであると捉えています。この景観や歴史的な資源を残していくにあたりまして、市でもこういった建築物を民間から寄付を受けるなど取得して保存しているものがあります。しかし、耐震の関係で閉鎖せざるを得ないものも出るなど、その維持保全には苦慮しているところです。市としても主体的に保全していこうと取り組んでいますが、市の力だけでは難しいと感じています。例えば長谷の旧諸戸邸の建物でもパブリックマインドを持った事業者の力を借りて、協力

して景観や風景を保全したり、地域の発展に貢献してもらおうと取り組んでいます。今回は観光の拠点ということもあり、こうした資源を民間の力を得て利活用する中で保全し、地域を良くしたり発展させたりすることに貢献してもらえればと考えています。インバウンドでいい状況がありますけれども、これから少子高齢化ということもあり、地区間競争も激しくなっています。都市計画としては慎重に対応しなければならないことですが、都市経営という視点も加味し、戦略的に考えていかなければならないと思っています。ですので、地域の方からの理解が一定程度得られたうえでなおかつ周辺の環境を向上させるようなものとなるのであれば、まちづくりに協力するパブリックマインドを持つ事業者で、なおかつ、交通に関しても影響を及ぼさないようであれば、相手方からの提案を受けてご議論いただければと思います。

大 方 会 長 地権者の方も、宿泊施設が本来できないことを承知の上で購入したと思います。宿泊については、民泊で180日以内での営業という方法でできるわけですから、どういったかたちで宿泊をすることもできるので、事業者が具体的にどういった計画を持ってくるかによると思います。提案制度について、今後はどういった手続になるのでしょうか。

加 藤 課 長 まちづくり条例に基づいて事業者から申出を受けたら、市の土地利用協議会で提案を受けるか否か判断することになります。

大 方 会 長 近隣の方への説明等は条例の方で行うわけですね。

加 藤 課 長 はい。申出者が近隣住民からの意見をまとめながら内容を作成していくことになります。

大 方 会 長 市として、住民への説明はしないのですか。

村 上 担 当 係 長 手続に関しては、提案制度ではなく、都市計画法第16条に基づく地区計画の案の申出制度を利用する予定です。案の申出制度は、申出者に原案まで作成していただいて、近隣への説明も済ませた状態で、案を申し出てもらうかたちになります。基本的には説明会も申出者でやって頂くことになりますが、都市計画に関する説明会については通常の地区計画と同様に、市でも任意の形式ではありますが実施する予定です。タイミングとしては申出者から案の申出を受けた後に説明会を実施することになると思いますので、申出者から近隣住民への説明、市主体で行う近隣住民への説明、と2回行うことになると思います。

大 方 会 長 緩和型の地区計画になるので、公式的な手続だけではかえって、行ったり来たりすることもあるので、事前相談というかたちで、市の方も住民意見を聞いてください。都計審でも細かく進捗を報告していただければと思います。では、報告第5号「鎌倉都市計画歴史的風致維持向上地区計画の策定」につきましては、「了承」ということでよろしいでしょうか。

(了承を確認)

大 方 会 長 ありがとうございます。ここで、関係職員退室のため暫時休憩いたします。

(都市景観課職員の退室を確認)

- 大 方 会 長 ここで、議題が全て終了いたしました。
最後に、次第の3「その他」として、事務局から連絡事項がございます。事務局をお願いします。
- 加 藤 課 長 ご審議ありがとうございます。その他として、本市深沢地域整備事業について、深沢地域整備課から情報提供させていただきます。では、よろしくをお願いします。
- 杉 浦 担 当 課 長 本日は、深沢地域のまちづくりについて、ご説明させていただくお時間を頂きありがとうございます。配布させていただいた資料は、片面で2頁となっております。右下に頁番号を振っています。2頁をご覧ください、下段になります。
鎌倉市では、深沢地域整備事業として先導的に進めていくエリアを深沢地区面整備ゾーンと位置付け、この面整備ゾーンを土地区画整理事業として事業を進めていくこととしています。
昨年12月に、本事業の都市計画決定を行うスケジュールの調整が整ってまいりましたので、深沢地域整備事業の「位置づけ」「これまでの取り組み」「今後のスケジュール」の3点をご説明させていただきます。
まず「事業の位置づけ」について説明させていただきます。裏面の上段の3頁をご覧ください。
本事業は、既に行政計画の上位計画である「第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画」において、深沢地域国鉄跡地周辺を鎌倉駅周辺、大船駅周辺に次ぐ第三の新しい拠点に位置づけられております。
「後期実施計画」では、深沢地域整備事業を実施計画期間内に重点的に推進すべき事業として、事業化に向けた取り組みを進めています。
2020年度からの総合計画次期基本計画は、引き続き位置づけをする予定です。4頁をご覧ください。
鎌倉市都市マスタープランでは、「東海道本線新駅構想を視野に入れながら、大船駅周辺との役割分担・機能分担に留意し、また、これまで行われてきた委員会等での検討内容を踏まえた公共公益施設、都市型住宅、商業、業務、産業などの機能の充実及び基盤整備を進め、鎌倉の新しい拠点として整備を図る」ことを位置づけています。
都市計画区域マスタープラン及び都市再開発方針に即している事業として、深沢地域整備事業は、都市計画における市街地開発事業として位置づけ、都市計画事業として実施する土地区画整理事業であります。
次に、「これまでの取り組み」について説明させていただきます。5頁をご覧ください。
この深沢地域整備事業は、昭和62年の国鉄改革に伴い、旧JR大船工場周辺に約8.1ヘクタールの国鉄清算事業団用地が誕生したのを契機に、これまで検討を進めてきたものであります。

平成 16 年 9 月には、「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」を策定し、その中で、まちづくりのテーマを「ウェルネス」を定めています。

なお、土地区画整理事業を計画している面整備ゾーンは、深沢地域のまちづくりの地区の一部で、市が国鉄清算事業団から取得した市有地約 8.1 ヘクタールや J R 東日本が所有する約 17 ヘクタールを中心とした面積約 31.1 ヘクタールが事業区域となります。

現在の土地所有の内訳は、市有地約 8.1 ヘクタール、北東に位置する市営住宅約 0.4 ヘクタール、社宅を含む J R 東日本の所有が約 17.0 ヘクタール、青果市場を含めた西側権利者約 2.8 ヘクタール、既存道路等の公共用地約 2.8 ヘクタールの計約 31.1 ヘクタールになります。6 頁をご覧ください。

平成 28 年 10 月に修正土地利用計画（案）を策定し、現在、新しいまちづくりの実現に向け取り組んでいます。

修正土地利用計画（案）の北東に位置する行政施設用地につきましては、既に本庁舎の移転先として行政としては決定しているところですが、併せて総合体育館、消防本部、グラウンドの整備を行っていく計画としています。

また、まちづくりの推進力という点において、国や県の施策との連携も図ってまいります。7 頁をご覧ください。

深沢地域のまちづくりのテーマ「ウェルネス」は、神奈川県が推進する「ヘルスケア・ニューフロンティア施策」の未病の改善、最先端医療・最新技術の追求との共通点が多いことから、県の施策との連携、一体化を図り、広域的な位置づけを高め、まちのポテンシャルや魅力をさらに高められるように努めたいと考えています。8 頁をご覧ください。

藤沢市との広域的なまちづくりという視点では、これまでも隣接する藤沢市村岡地区と連携した検討を進めてきました。

平成 29 年度に藤沢市と共同で実施しました検討調査の結果、9 頁にありますとおり、鎌倉市が単独で土地区画整理事業に取り組むよりも、新駅を含み、両地区を一体として土地区画整理事業に取り組む方が、土地区画整理事業の事業費の一部となる国からの補助金や、権利者の方々から頂く保留地の処分金などの増加が見込まれ、結果として鎌倉市の税金からの負担額が軽減することが確認されました。

また、10 頁にありますとおり、新駅利用者の費用便益についても、鎌倉市と藤沢市で概ね 5 : 5 であることなどの試算結果を踏まえ、藤沢市、さらには広域自治体である神奈川県とも協力しながら、藤沢市村岡地区と深沢地区が土地区画整理事業を一体で施行し、併せて新駅や両地区を接続するシンボル道路を整備していくものとして調整を進めています。11 頁をご覧ください。

この広域的なまちづくりに係る最近の取り組みとしましては、昨年 12 月 27 日に、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の 3 県市で「藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅（仮称）設置に関する合意書」を締結しました。

主な合意内容につきましては、1つ目は、両地区のまちづくりについては、両市の負担により一体施行で取り組むこととし、2021年度の都市計画決定を目指すこと。

2つ目は、新駅については、J R東日本にも整備費の負担を求めていくことや、3県市の基本的な費用負担の割合について合意し、平成31年度の新駅整備費の概略設計着手を目指す。といったものです。

また、同日の12月27日に、J R東日本に新駅設置を要望するとともに、戦略的新駅として整備費の負担を求めるため、3県市による「村岡新駅(仮称)設置協議会」を設立しました。

1月18日には、その「村岡新駅(仮称)設置協議会」から「東海道本線の新駅設置に関する要望書」をJ R東日本に提出しました。

最後に今後のスケジュールについて説明させていただきます。12頁をご覧ください。

今後は、J R東日本に平成31年度に新駅の概略設計をお願いし、確度のある新駅の事業費等を算定してもらい、負担ができる額なのかを見極めた後、2020年度から都市計画決定手続きを進めていきたいと考えています。

深沢地域整備事業につきましては、既に旧J R大船工場の廃止が決まってから10年以上が経過し、事業区域内にお住まいの方や近隣の商店会の皆様からは、早く事業を進めてほしいといった声を頂いているところです。市としても鎌倉市の第三の拠点を目指し、確実に事業を進めることを優先して取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

前 田 部 長

最後の11、12ページにありますようなかたちで、30年来のまちづくりが、昨年末から進展がありました。この事業につきましては、鎌倉市の都市マスタープランに定めた将来都市像を実現するために非常に重要な事業であります。今後、土地区画整理事業の都市計画決定、あるいは地区計画、都市施設等の計画決定が必要となりますので、この機会に都市計画審議会でも状況を報告させて頂いたということです。宜しくお願い致します。

大 方 会 長

ありがとうございました。何かご質問ありましたら。

久 保 田 委 員

まちをつくるのは大賛成なのですが、新駅ありきということは無きにしもあらずな感じがします。新駅は新駅で別途動いていることだと思えますので、新駅がなくてもそれをやっていたかということ。あと申し上げたいといには、新駅ができるかできないかということは我々だけでは決められませんので、新駅ができなくてもこういうまちづくりをするのだというものがあるということを明らかにしてもらえればなと思います。

前 田 部 長

鎌倉市では、深沢地域整備事業を市総合計画の目標を実現するための、重点事業の1つとして位置づけており、これを早期、確実に実施していくという方向は変わりありません。昨年末には3県市間の合意ができ、今年1月18日には3県市でJ R東日本に対して正式に要望した中で、J RからもJ Rと

しても地方自治体と協力し、まちづくりの実現に取り組んでいきたいと、大変良い感触を頂けています。今後は、3 都市に J R 東日本を加えた形で、適切な負担となるということを前提に、新駅についても可能性を追求していきたいと思っております。

大 方 会 長 これは都市計画審議会長としてではなく、鎌倉の都市計画にずっと関わってきた一大学の教授として申し上げますと、この場所というのは新駅ができる場合とできない場合の土地利用構想とでは中身が全然違ってくると思います。それで、新駅ができれば土地も高く売れますし、収益を生む企業も入ってきやすい。新駅ができないならできないで、穏やかなマンションとか病院とか鎌倉市民向けのローカルなものでやっていくという様になってくると思いますので、新駅ができない場合のプラン B と、新駅ができる場合のプラン A とでは違った計画で行くと 2、3 年前までは思っていました。ようやくここにきて新駅ができそうな感じになってきたものですから、できなくともおっしゃらず、できるということでさっさと進める方が良いかなと個人的な意見ですが思っているところではございます。ただ、都市計画の立場としては新駅とは別として、ここに恐らく市役所も移っていくと、色々な施設が移っていくとなると、鎌倉市側の道路づけが弱いので、これは何とかしなくてはいけない。恐らくそこがこのプロジェクトの一番のネックになっていくのではないかなと思っております。その辺も含めて、今後鋭意努めて頂けたらと思っております。他に何かご意見ございませんでしょうか。

大 江 委 員 私は、これは進めて行く方向で取り組むべきだと思います。それは鎌倉市の財政にとっても、こうしたかたちで新しい要素を付け加えることによって土地利用も変わってきますし、当然税収にも反映してくる可能性もあるということで鎌倉市の持続的な発展ということを考えますと、こうした取り組みは必要だろうと思っております。その上で質問ですが、8 ページのシンボル道路の北東部分にかなり大きな土地がありますが、ここは今後土地利用転換が進むかどうかということについての何か情報というものはありますでしょうか。

前 田 部 長 藤沢市域ですので、細かい情報につきましてはわかりませんが、約 10 ヘクタールの面積があり、現在生産機能と一部研究開発機能及びグラウンドがあると認識をしています。資料の両市一体の土地利用計画図にあるような形で駅前広場等に接する土地でありますので、将来的には何らかの土地利用の高度化はあるかもしれませんが、時期、ステージは違うものと考えています。また、深沢地区に近接しまして、中外製薬の鎌倉工場がございます。中外製薬については、戸塚の旧日立製作所の工場用地を昨年末に取得し、新研究所の建設のため、アセスメント手続中です。現在、御殿場にある施設と、鎌倉の研究開発施設をこの戸塚に集約していく考えという話も伺っています。この土地についても将来的に中外製薬がどのような形で利活用していくかについては、今後のまちづくりを進める上で非常に関心のあるところだと思っております。このように周辺に大規模用地が存在するという地域であるという

ことも考慮すると、深沢地区のまちづくりは、この 31 ヘクタールの面整備ゾーンを先導地区し、将来的にはその周辺も土地利用を巻き込んだ中で、より活力のある地域として発展することで、鎌倉の持続的な都市経営の基盤となれる地域としたいと考えているものです。

大 方 会 長 思い出話になりますが、昔再開発制度を作るお手伝いしていたころ、新駅のあたりの駅前整備をどうしようかという勉強会をやっていたのを今のように思い出しましたが、当時はとても動かないかなと思っていましたが、ようやく動き始めました。やっと 30 年くらいたった感じですので、是非、この機を逃さずいかたちで仕上げられたらなと思いますが、ちょっとボタンを掛け違えますとすぐダメになってしまいますので、頑張ってくださいと思います。では、よろしいでしょうか。

(了承を確認)

大 方 会 長 はいありがとうございました。
それでは事務局からお願いします。

加 藤 課 長 ありがとうございます。最後に次回の都市計画審議会の開催でございますが、平成 31 年 5 月下旬の開催を予定しております。委員の皆様には、日程調整のご連絡を改めてさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

大 方 会 長 それでは、以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了させていただきます。委員の皆さまには、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。